H30.7月(第157号)

務所だより

特別加入のしくみ

加も

労災

保 合険に

ど特

はりました。とあわせて東

社会保険労務士法人

正垣 政 士

TEL 0721-24-8764

す保で筆く け**険**災特 。険四頭知商れ事保別事 事 〇 にら工ば務険加業 れ会な組の入主 組を大たやり合事すが 合超阪事民まに務る労 がえに務商せ委をに災

は災行 る労保う現必災険事場 要保を業作 が険使主業 いやを 特た役日 別い員常 す。**加**場が的 入合労に

との業就会組謙の な運と任 合二正

二正

しの一郎垣の

当事大労雄び事に阪働お、

理西が杉た

んは災で 。 。 原害は事 則補な業 償い主 保たは 7 険め 使えま 者

> 大阪 労務互

助

償はどうなるのでしょうか?をした場合、労災保険での治療や休事業主が、現場作業をしていた際に

先日、大阪府下において地震が起こり、大変な一日と なりました。非常事態に事業所として考えるべき事項を 挙げてみました。

◆電車がストップしてしまい、一部の従業員が通勤でき なかった場合

労働契約は「持参債務」と呼ばれ、労務提供のため職 場に出勤する(持参する)ことは労働者の責任とされて います。

通勤が困難であるからといって労務提供義務が当然 に免除されるわけではなく、働けない部分については欠 勤控除等の対象になります。また、会社都合ではないた め休業手当を支払う必要もありません。

◆大半の従業員が通勤できず、出社した者だけでは業 務が行えないためやむを得ず帰した場合

頑張って出勤した社員からすれば休業手当くらい出 してほしいと思うのは理解できますが、支払う必要はな いと考えられます。

休業手当は使用者の責に帰すべき事由により休業さ せた場合に支払義務が生じますが、休業が不可抗力に よるものであるときはこの"使用者の責に帰すべき事由 による"休業とはいえないからです。

◆台風上陸の前日に休業を決定したものの、実際には さほどでもなく業務可能であった場合

休業手当の支払は、休業を決定した時期がいつであ るかは問題ではなく、あくまでその日の休業が天災地変 等の不可抗力による休業であったかで判断します。 従って、当日の状況を考慮すれば不可抗力による休 業とはいえず、休業手当の支払い義務が生じます。

 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$

忘れたかのようにパス りなぐスペインや抜群の をがなか昇華していか ながなか昇華していか ながなか昇華していか ながながのようにパス す

は、はるドイツに対してはそれと同じ位のやいが一の言葉からはらいである。 大限の敬意と、おそらいが一つが一の言葉からにはいができるのではいます。 カーの言葉がらはドインルが滲み出ています。 カーで補いながら素晴れたのやった。 大限の敬意と、おそらいができるの日本代表はである。

10

れまる

思いますが、やはり詰 のような本当の強さにも りてしまう自分もいて を喫する光景を何度も を関いつか日本もドイツ のような本当の強さを りにしてきました。 のような本当の強さを りにしてきました。 りにしてきました。 りにしてきました。 りにしてきました。 りにしてきました。 りにしてきました。 りにかけた姿が見たい りでも いでも いでも

